

## 学生相談

学業・進路・対人関係など悩んだときはチューターやカウンセラー、学務課に相談してみてください。相談の内容については守秘義務がありますので、安心して利用してください。

### ■相談窓口①：チューター

学生を小グループに分け、それぞれ1～2人のチューターが担当します。

学習上の相談をはじめ、将来のこと、その他個人的な問題などについて気軽に相談してください。

### ■相談窓口②：学務課・保健室

チューター以外の教職員からもそれぞれの立場から助言を受けることができます。学務課に相談してください。健康相談等は保健室でも相談できますので、活用してください。

### ■相談窓口③：カウンセラー

カウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に気軽に応じます。プライバシーは固く守られていますので、遠慮なく利用してください。

- ・来学日：水曜日(2週間に一度)
- ・場 所：教員談話室(1号館3F)
- ・時 間：15:00～17:00(応相談、毎回1～3名程度)
- ・予 約：保健室に相談するか、『i-soudan@u-shimane.ac.jp』のメールアドレスまで連絡してください

### ■相談窓口④：学外の相談支援機関

犯罪被害にあった場合は、一人で悩まず家族や友人など身近な人や、チューターや保健室あるいは次の相談支援機関へすぐに相談してください。

#### 【相談支援機関】

- ・出雲警察署生活安全課：0853-24-0110
- ・警察相談センター(24時間対応)：#9110 または 0852-31-9110
- ・出雲市女性相談センター：0853-22-2085
- ・出雲児童相談所女性相談窓口：0853-21-8789
- ・配偶者暴力相談支援センター：0852-25-8071(女性相談センター)  
0854-84-5661(同西部分室)

## ■ ハラスメントの種類

学内・学外・実習中・就職活動中などさまざまな状況で気づかないうちにハラスメントの被害に遭う可能性もあります。ハラスメントは絶対に許されない行為です。以下のものに限らず、ハラスメント行為をしてはいけません。また、ハラスメントを受けたと感じた場合、前ページの相談窓口・相談支援機関にすぐに相談してください。

### セクシュアルハラスメント

- 性的な言動・行動で相手に不快感や精神的苦痛を与えたり、行為を強要することを言います。基本的に「相手が望まない性的な言動や行為の全て」がこれに該当します。

### アカデミックハラスメント

- 教職員など指導的立場にある人が、その権限を濫用して、学生の学業や研究・進学を妨害することや、差別・嫌がらせなどの精神的苦痛を与えたりすることを言います。

### パワーハラスメント

- 優位的な立場にある人が、その上下関係を利用して、精神的苦痛や不利益を与えることを言います。上級生が下級生に不快な行為を強要したり、多数が少数に対して行う差別や嫌がらせも該当します。

### その他のハラスメント等について

- 複合的な要素で構成されているハラスメントのほか、恋人同士など結婚していない男女間での身体的・精神的・性的な暴力(デートDVなど)もハラスメントに該当します。
- DV・ストーカー行為は犯罪です。被害にあった場合は、一人で悩まずに家族や友人、チューターや保健室、あるいは相談支援機関へすぐに相談してください。



## 7. 学生相談

### (1) 相談窓口

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行います。また教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も行います。

### (2) カウンセリング

カウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に気軽に応じます。プライバシーは堅く守られていますので、遠慮なく利用してください。

### (3) DV(ドメスティックバイオレンス)等の被害について

DV・ストーカー行為は犯罪です。被害にあった場合は、一人で悩まず家族や友人など身近な人や、チューターや保健室あるいは次の相談支援機関へすぐに相談してください。

#### 相談支援機関

- ・配偶者暴力相談支援センター
  - 女性相談センター(松江市北田町 48-1):0852-25-8071
  - 同上西部分室(大田市大田町イ 236-4):0854-84-5661
- ・出雲児童相談所女性相談窓口(出雲市小山町 70):0853-21-8789
- ・出雲市女性相談センター(出雲市今市町北本町 1-7):0853-22-2085
- ・出雲警察署生活安全課(出雲市塩冶有原町 2-19):0853-24-0110
- ・警察相談センター(24 時間対応): #9110 または 0852-31-9110

### (4) キャンパスハラスメント救済制度

学生が教職員からセクシャルハラスメント等を受けた場合は、相談・苦情窓口を設けています。苦情には公平に対処し、場合によっては、規則に従った処分を行います。プライバシーは守られますので利用してください。

